

被害報告一元化の方針

侵害発生

原因究明

DDoS攻撃・ランサムウェア事案



- ✓ サイバー新法
- ✓ インフラ業法
- ✓ 個人情報保護法
- ✓ 警察への相談

- 様式の統一を先行実施
- 新法の報告義務施行後、システム整備により
共通様式の窓口を一元化

初動対応中の報告となり、件数も多いことから、被害組織の負担が極めて大きい

潜伏型 サイバー攻撃

※インフラ機能等の停止を伴う場合



- ✓ インフラ業法



- ✓ サイバー新法
(国家サイバー統括室)
- ✓ サイバー新法 (所管省庁)
- ✓ 警察への相談

※情報窃取を伴う場合



- ✓ サイバー新法
- ✓ 個人情報保護法
- ✓ 警察への相談

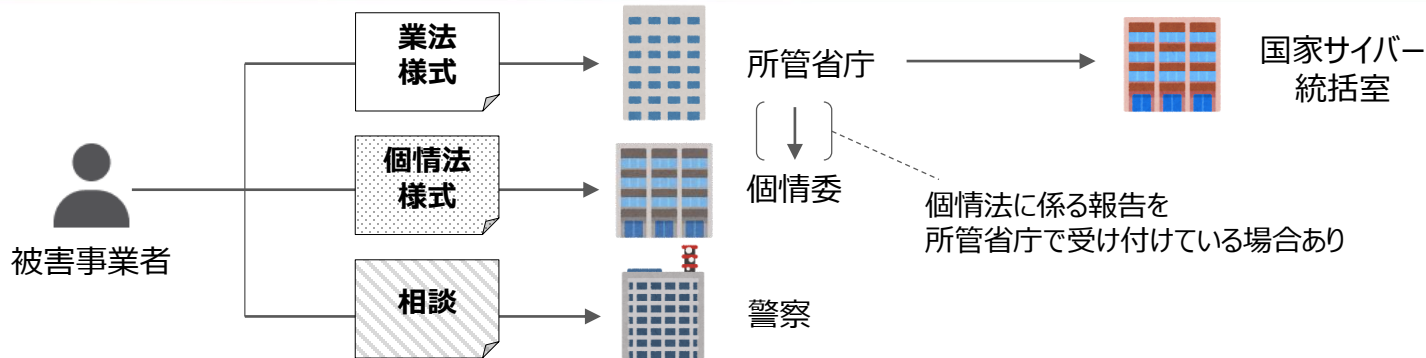
一定の事案調査が行われた上での報告であり、比較的、時間的余裕はある状態

- システム整備により、新法の報告窓口を一本化。
関係省庁への共有も可能に。
※報告を踏まえ、関係省庁は、業法等に基づく調査等を実施。

被害報告一元化の実現に向けたタイムライン

現状

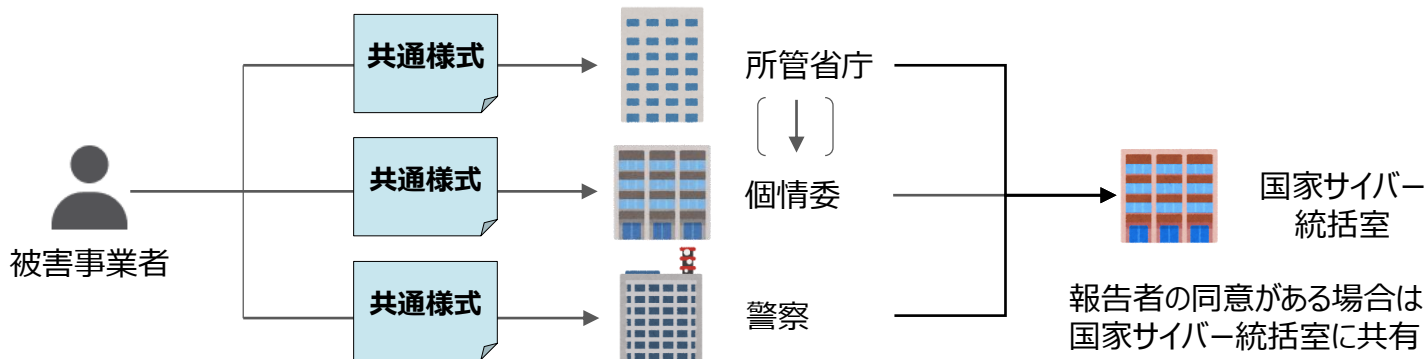
関係政府機関に対して、個別の様式でそれぞれ報告等を行う必要



DDoS攻撃・ランサムウェア報告様式の統一

(周知期間等を経て本年10月1日から実施)

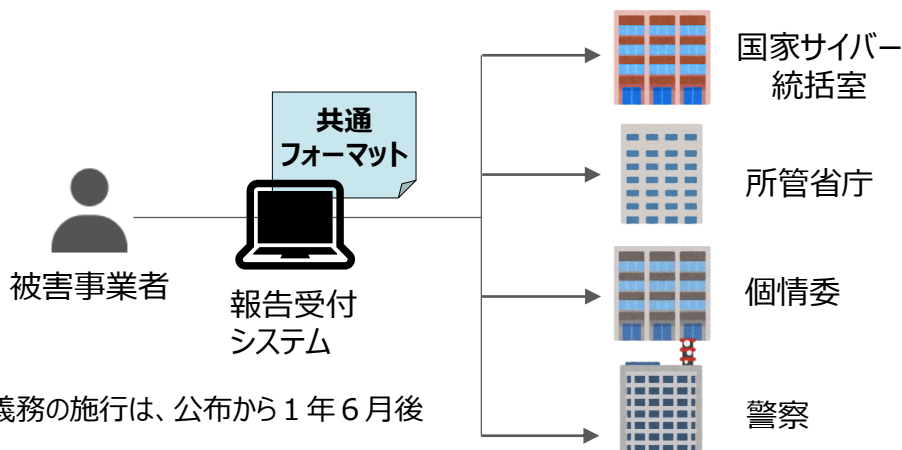
DDoS攻撃・ランサム事案発生時の関係省庁への報告様式を統一



報告窓口の一元化

(システム整備を進め新法の報告義務施行に併せ実施)

システムを活用し、新法の報告窓口を一本化。関係省庁への共有も可能に。



※ 報告義務の施行は、公布から1年6月後